

令和 5 年 度

砺波市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

砺波市監査委員

監 第 5 0 号

令和6年8月8日

砺波市長 夏 野 修 様

砺波市監査委員 佐 野 勝 隆

砺波市監査委員 大 楠 匡 子

令和5年度砺波市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和5年度砺波市健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和５年度 砺波市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第１ 審査の種類

健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項）

資金不足比率審査（同第２２条第１項）

第２ 審査の対象

令和５年度 砺波市健全化判断比率及び資金不足比率

第３ 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかについて審査を行った。

第４ 審査の主な実施内容

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の審査、各種証書類との照合及び事情聴取を行った。

第５ 審査の実施場所及び日程

令和６年７月２４日から７月３１日までの間に、砺波市監査事務局内において実施した。

第６ 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率の算出は、いずれも法令に適合し、かつ正確であると認められた。

なお、審査の概要及び意見は、次のとおりである。

1 審査の概要

(1) 健全化判断比率

一般会計、特別会計及び公営企業会計は、いずれも赤字ではないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は数値化されない。

公債費等の比重を示す実質公債費比率は、早期健全化基準を下回る 12.3%であり、前年度に比べ 0.6 ポイント低下している。これは主に、公債費の減少によるものである。

地方債残高など将来負担する予定額を示す将来負担比率は、早期健全化基準を下回る 18.5%であり、前年度に比べ 4.3 ポイント低下している。これは主に、地方債残高の減少によるものである。

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

健全化判断比率の状況

(単位：%)

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	対前年度増減	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	12.88
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	17.88
実質公債費比率	12.2	12.9	13.1	12.9	12.3	△ 0.6	25.0
将来負担比率	47.1	45.7	29.1	22.8	18.5	△ 4.3	350.0

(2) 資金不足比率

各公営企業会計において資金不足が生じていないため、資金不足の状況を示す比率である資金不足比率は数値化されない。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

資金不足比率の状況

(単位：%)

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	対前年度増減	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	—	—	—	20.00
工業用水道事業会計	—	—	—	—	—	—	20.00
下水道事業会計	..	—	—	—	—	—	20.00
病院事業会計	—	—	—	—	—	—	20.00
工業団地造成事業会計	..	..	—	—	—	—	20.00

※工業団地造成事業会計は、地方公営企業法の非適用事業会計である。

2 意見

健全化判断比率のうち、実質公債費比率及び将来負担比率が低下していることから、地方債の借入及び償還は計画的に行われているものと判断できる。

今後とも、各比率の算定の基礎となる数値の推移に留意し、健全な経営に努められたい。

(資料) 指標の概要

1 実質公債費比率

公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標として、実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合を表すものである。

18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となり、25%以上の団体は、地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限される。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の1つとされ、平成20年度以降は、早期健全化基準である25%を超える団体は、その翌年度において財政健全化計画を策定し、議会の議決を得なければならない。また、財政再生基準35%以上の団体は、財政再生計画を策定しなければならず、従来の財政再建団体と同様の扱いとなる。

実質公債費比率は、次の算式により算出される。

$$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

の過去3か年の平均値

準元利償還金は、次の①から⑤までの合計額である。

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

2 将来負担比率

標準的な一般財源の規模に対し一般会計等が将来負担すべき実質的な負債に係る一般財源の比率であり、いわば一般会計等が背負っている諸債務のストックが標準的な一般財源収入の何年分に相当するかを示す趣旨の指標である。

この比率が早期健全化基準である350%以上となった場合は、財政健全化計画の策定等が義務づけられている。

なお、この指標においては、一般会計等に係る地方債残高や公営企業など一般会計等以外の会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰出金のほか、損失補償契約に基づき見込まれる負担額等が対象となる。

将来負担比率は、次の算式により算出される。

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

の過去3か年の平均値

将来負担額は、次の①から⑧までの合計額である。

- ① 当該年度の前年度末における一般会計等に係る地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額に係る一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した法人の負債の額等に係る一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

充当可能基金額は、将来負担額のうち上記の①から⑥までの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金をいう。